

供	主査	局員	主任	課長	参与	次長	事務局長	常務理事	専務理事	副会長	会長
覧											

薬衛第171号

令和4年(2022年)5月18日

関係団体 各位

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長

令和4年度(2022年度)熊本県「愛の血液助け合い運動」の実施  
について(依頼)

献血の推進については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知があり、本県においても、別添の実施要綱により実施することとしました。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます

お問合せ先

熊本県健康福祉部健康局  
薬務衛生課 薬事班 酒井、西名  
TEL: 096-333-2242(内線 7177)  
FAX: 096-383-1434



# 令和4年度（2022年度）熊本県「愛の血液助け合い運動」実施要綱

## 1 目的

医療で必要なすべての血液製剤を献血によって確保する体制を確立するため、広く県民に献血についての理解と協力を求めるとともに、特に継続的な推進が必要な成分献血・400mL献血への協力と血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

## 2 期間

令和4年（2022年）7月1日（金曜日）から7月31日（日曜日）まで

## 3 実施機関

熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県赤十字血液センター  
各市町村、各市町村献血推進協議会

## 4 実施事項

### （1）報道機関及び各種広報媒体による啓発

ア 実施機関は、報道機関に対し献血に関する資料を提供して積極的な協力を依頼し、本運動の周知徹底を図る。

イ 実施機関は、各種広報媒体を通じ献血意義の普及向上を図り、献血を呼びかける。

### （2）広報資料（ポスター等）の配布、掲示等による啓発

実施機関は、あらゆる機会を活用して、ポスターの掲示、啓発用パネル等展示会の開催など、地域の実情を踏まえた啓発事業を展開する。

### （3）若年層の献血者対策の促進

ア 熊本県、日本赤十字社熊本県支部及び熊本県赤十字血液センターは、学生献血推進協議会等との組織的な連携を図るとともに、将来の献血基盤となる若年層に対する献血意義の普及啓発を図る。

イ 各市町村は、健康フェア等の機会を通じて献血パネルを展示するなど、啓発を強化する。

ウ 日本赤十字社熊本県支部及び熊本県赤十字血液センターは、小・中学生向けに体験見学教室等を実施し、将来の献血者に対する普及啓発を図る。

### （4）血液製剤の適正使用の推進

熊本県は、熊本県赤十字血液センターと密接な連携を保ち、医療機関に対して血液製剤の適正使用の推進を図る。

### （5）組織的献血及び計画採血等の推進

各地域、職域献血による組織的献血を効率的に実施するとともに、献血組織の育成強化、複数回献血の推進、計画採血の促進及び400mL献血の推進を図る。

## 5 実施結果の取りまとめ

本運動期間中に実施した事項について、県が取りまとめるものとする。

薬生発 0415 第 5 号  
令和 4 年 4 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度「愛の血液助け合い運動」の実施について

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社の共同主催により、「愛の血液助け合い運動」を別添実施要綱のとおり実施いたします。

貴都道府県におかれましては、日本赤十字社都道府県支部等と連携し、積極的な活動を展開するとともに、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
血液対策課 献血推進係 片岡 理紗  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
電 話 : 03-5253-1111 (内線 2908)  
メー ル : kataoka-risa.ve2@mhlw.go.jp

## 令和4年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

### 1 目的

我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

### 2 期間

令和4年7月1日から7月31日までの1か月間

### 3 標語

「届けよう あなたの気持ち 誰かの明日へ」

### 4 実施機関（予定）

主 催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社

後 援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、  
日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本看護協会、  
日本病院会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、  
日本新聞協会、日本雑誌協会、日本放送協会、  
日本民間放送連盟、日本民営鉄道協会、  
全国知事会、全国市長会、全国町村会、  
日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、  
日本製薬団体連合会、日本血液製剤協会、  
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会

協 賛 健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国社会福祉協議会

## 5 実施事項

### (1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

#### ア 献血の普及啓発活動

##### (ア) 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動の実施にあたり、各種広報手段を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液製剤が献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなど、献血や血液製剤に対する理解を促す。

##### (イ) ポスターの配布及び掲出等

厚生労働省は、本運動用ポスターを作成し、都道府県、日本赤十字社都道府県支部及び各血液センター（以下「日本赤十字社都道府県支部等」という。）等に配布する。また、関係省庁や関係団体等へ配布し掲示を依頼する。

日本赤十字社は日本赤十字社都道府県支部等に対して、ポスターの活用を周知する。

#### イ 献血運動推進全国大会の開催

厚生労働省、愛媛県及び日本赤十字社は、「第 58 回献血運動推進全国大会」を開催する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分に注意すること。

#### ウ 複数回献血の推進

厚生労働省及び日本赤十字社は、複数回献血の重要性を周知し、継続的な献血への協力を呼びかける。

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービス向上を図るとともに、同サービスを活用した複数回献血の呼びかけを積極的に行う。

#### エ 献血予約の推進

厚生労働省及び日本赤十字社は、献血が予約可能なこと、予約方法及び献血予約の重要性を広く周知する。

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用した献血予約の推進を積極的に行う。

### (2) 都道府県等における実施事項

#### ア 運動計画の策定

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、十分に連携しながら、都道府県献血推進協議会、管内市区町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即した運動計画を策定した上で、本運動を実施する。

## イ 献血の普及啓発活動

### (ア) 各種広報手段の活用

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本運動の実施にあたり、各種広報手段を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液製剤が献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなど、献血や血液製剤に対する理解を促す。

### (イ) ポスターの配布及び掲出等

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、厚生労働省から配布されるポスターの掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらの配布と公衆の目につきやすい場所への掲示等を依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組む。

## ウ 献血推進大会等の開催

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本運動期間中、特に関係諸機関、各種団体等の協力を得て献血推進大会、講演会、座談会、献血者の表彰、標語募集、映写会等の催し物を開催し、住民に対する献血の普及啓発に努める。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分に注意すること。

## エ 若年層の献血者対策の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、若年者献血ボランティア組織、青少年の献血ボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

## オ 企業等における献血の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、各都道府県献血推進協議会、管内市区町村の協力を得て、企業等における献血の推進を図る。

## カ 複数回献血の推進

日本赤十字社都道府県支部等は、複数回献血の重要性を周知し、継続的な献血への協力を呼びかける。また、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、同サービスを活用した複数回献血の呼びかけを積極的に行う。

都道府県は、複数回献血の重要性の周知及び継続的な献血への協力の呼びかけなど、日本赤十字社都道府県支部等の取り組みに協力する。

## キ 献血予約の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、献血が予約可能なこと、予約方法及び献血予約の重要性を広く周知する。

日本赤十字社都道府県支部等は、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用した献血予約の推進を積極的に行う。